



つくろう健康 幸せの未来づくり

介護保険ガイド

介護保険サービスとそのサービスを受けるまでの流れについて

【介護保険で利用できる施設・居住系サービスについて】

介護保険で利用できるサービスのうち、今回は町内にある施設サービスと地域密着型の居住系サービスについて紹介します。

サービス費用は、要介護度や部屋タイプなどによって異なります。また、サービス費用に加えて、食費、居住費や日常生活費などが必要になります。

《施設入所サービス》

◎「要介護（1～5）」に認定された方が利用することができます。

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な場合に入所し、必要な介護サービスを受けることができます。
-------------------------	--

※要介護1又は2の方が利用する場合は、居宅で日常生活を営むことが困難なやむを得ない事由がなければなりません。

《地域密着型の居住系サービス》

◎高齢者の方が、住みなれた地域での生活を可能な限り継続できるようにするため、地域の特性に応じた柔軟なサービスを提供するものです。

認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の高齢者が共同で生活できる場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
---------------------------	---

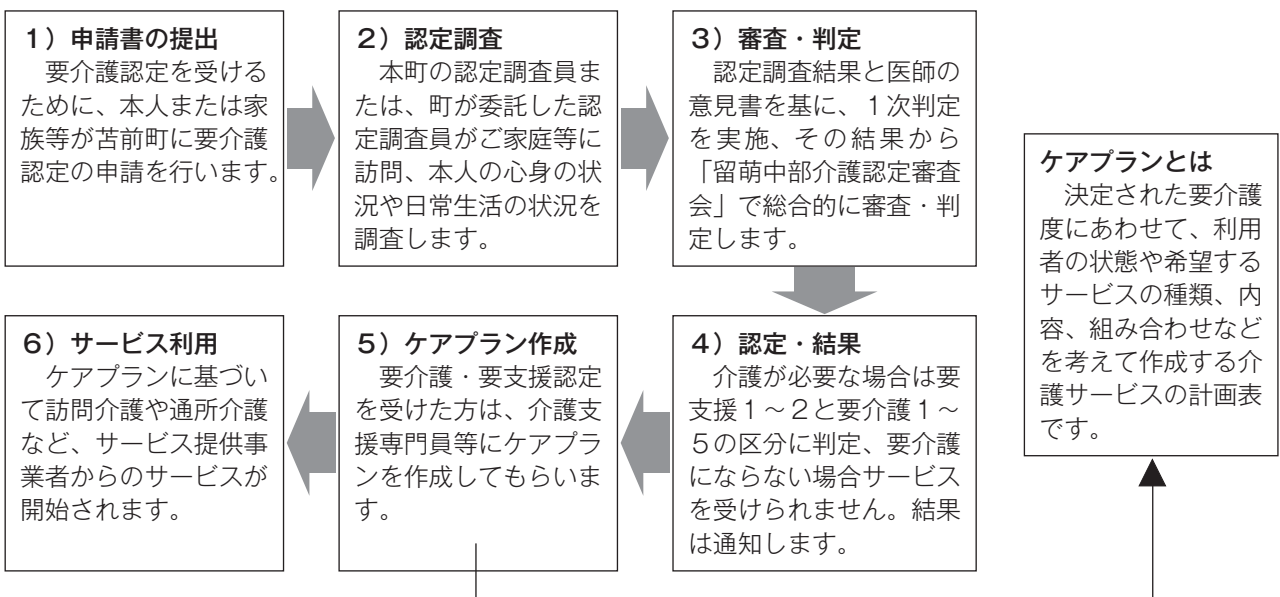
※苫前町にある地域密着型サービスを利用できるのは、原則として、苫前町の被保険者のみです。

【介護保険のサービスを受けるまでの流れ】

介護保険のサービス利用をするには、苫前町が行う「要介護認定」を受ける必要があります。

「要介護認定」とは、どの程度の介護サービスが必要かを判断するための審査で、「要介護認定」の結果(介護度)により介護保険サービスの受けられる量や内容が異なります。

《手続きの流れ》



お問い合わせ 苫前町保健福祉課しあわせ係 ☎64-2215 (内線126) まで

「将来、年金を受け取るために…」



マイプランをしっかりと
国民年金

これまでもお伝えしてきましたが、制度改正により、平成29年8月から、年金を受け取るために必要な資格期間（保険料納付済等期間）が「10年」に短縮されました。これまで資格期間が足りずに年金を受け取ることができなかった方も、年金を受給できる可能性があります。

10年納めると老齢年金は受け取れる

老齢年金を受け取るためには、保険料納付済み期間や免除期間、厚生年金等の加入期間、合算対象期間（カラ期間）などを合わせた期間が25年以上必要でしたが、8月からはこの資格期間が10年に短縮されました。これにより、新たに年金を受け取れることになった方には、日本年金機構から「年金請求書」が送付されており、黄色の封筒が目印ですので御確認ください。

なお、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取るための要件はこれまでと変更がありません。免除等もせず未納と

なっていると、万が一の際に受け取ることができなくなり、10年納めてさえいれば良いというわけではありませんので御注意ください。

年金額は…

年金額は保険料を納付した期間に応じて決まり、納付期間が長いほど支給される額は多くなります。受給額を満額受け取るためには480か月（40年）保険料を納める必要があります。

納付済等期間が10年満たない…

原則、年金は受給できません。ただし、国民年金の任意加入制度や保険料を後から納めることができる後納制度により保険料納付済期間を増やし、10年を満たすことが可能となる場合もあります。年齢や後納できる未納期間に限りがありますので、まずはお問合せください。

受給額を少し増やせる「付加年金」

付加保険料は、毎月納めて

いる保険料にプラス400円支払うことで、将来年金を受け取る際に、受給額に年額【200円×付加保険料納付月数】上乘せられます。このため、年金を受給してから2年間で付加保険料を納めた分（元金）は返ってくるようになります。付加保険料を払う期間は任意となっております。付加保険料を納付したいときに、役場または年金事務所に申し出ていただき、辞めたくなくなりましたらまた申し出ていただくこととなります。

- ① 国民年金第1号被保険者または任意加入者（65歳未満）
 - ② 国民年金基金に加入していない
 - ③ 保険料を免除していない
- 等の要件があります。

お問合せ

- 留萌年金事務所 ☎0164-43-7211
- 苫前町税務町民課 ☎64-2213

国民年金の支給開始年齢（誕生日の前日）になったら、裁定請求書は役場窓口までお持ちください。必要な書類が不明な場合は御相談ください。

ファイヤー通信

～災害に備えて～

この時期の災害はいつ起こるかかわからないため、常日頃から防災意識を高め災害に対応できるよう準備することが大切です。また、台風や大雨の危険が近づいているというニュースを見たり聞いたりしたら、危険な場所には近づかないよう十分に注意し、災害に対しての備えをもう一度見直し確認をしましょう。



～避難場所の確認を！～

- 学校や公民館など、避難場所と指定されている場所への避難経路を確認しておく。
- 普段から家族で避難場所や連絡方法などを話し合っておく。
- 避難するときは、持ち物を最小限にして、両手が見えるようにしておく。



火事・救急は119番！

北留萌消防組合消防署 TEL 64-2321
 苫前支署 TEL 65-4119
 古丹別支署

公民館講座「エゾシカの活用を考える」の参加者を募集します

道内各地で増加しているエゾシカによる被害と対策について学習し、エゾシカ肉を活用した調理実習を行います。ぜひご参加ください。



日 時	9月30日(土) 9:30~12:30	対 象	一般町民
場 所	苫前町公民館	参加料	1,000円
内 容	講話「エゾシカとの共生を探る」 料理「エゾシカ肉料理」(パエリア、プルコギ、野菜サラダ、野菜スープ、デザート等)	申込み	9月22日(金)までに苫前町公民館 (☎65-4076)へお申し込みください。

平成29年度「ふるさと教育セミナー」の開催について

今注目を集める「アクティブラーニング」や「アダプティブラーニング」及び「ICT教育」とは？学習指導要領の改訂や大学入試制度の抜本的見直しなど、明治維新以来の教育の大改革が行われようとしている今、これからの教育のトレンドとその実例、必要とされる総合力、地方再生と教育等について一緒に学び、子どもの将来のために活かしませんか。

日 時	10月23日(月) 18:30~20:40	対 象	一般町民
場 所	苫前町公民館	その他	参加を希望される方は、セミナー当日 18:00から18:30の間に受付をして ください。
内 容	演題「21世紀型教育への誘い」		
講 師	旭川市教育委員会特別支援教育指導員 日本観光ホスピタリティ教育学会監事 難波 繁之氏		

幼児教育セミナー「お片づけが好きな子どもを育てたい！」参加者募集

未就学児を育てている保護者等を対象に、お片づけに関する講演会を開催します。ぜひご参加ください。

日 時	10月28日(土) 9:30~11:30	対 象	未就学児を育てる保護者等 *対象外の方も後列にて受講が可能です。
場 所	苫前町公民館	申込み	10月20日(金)までに苫前町公民館(☎65-4076)へお申し込みください。
講 師	思考の整理収納塾 代表 田川 瑞枝氏		
内 容	子どもの成長とお片づけについて		

公民館講座「モノ・トキ・ココロの整理術」の参加者を募集します

中学生・高校生を対象に整理術に関する講座を開催します。多くの参加をお待ちしております。

日 時	10月28日(土) 13:15~15:15	対 象	中学生、高校生
場 所	苫前町公民館	申込み	10月20日(金)までに苫前町公民館(☎65-4076)へお申し込みください。
講 師	思考の整理収納塾 代表 田川 瑞枝氏		
内 容	物の整理、時間の整理、思考の整理について		



雑誌のリサイクル市を開催します

苫前町公民館図書室・役場ロビー図書コーナーで不要となった雑誌を無償提供いたします。

日 時	9月23日(土)~30日(土) 10:00~17:00 *9月25日(月)はお休みです。
場 所	苫前町公民館図書室

「苫前町公民館図書室」 臨時閉館のお知らせ

ワックス清掃作業に伴い、苫前町公民館図書室を臨時閉館します。

臨時閉館日時	平成29年10月7日(土) 12:00~17:00
	平成29年10月8日(日) 終日

身につけよう 命のお守り 反射材 ～秋の交通安全運動を実施します～

1 運動期間

9月21日(木)～9月30日(土)の10日間

2 交通事故防止のポイント

○歩行者の皆さんへ

- 横断前に左右をよく確認するほか、横断途中の道路中央でも左を確認しましょう。
- 外出する時は、明るい服装や夜光反射材を身に付けましょう。

○ドライバーの皆さんへ

- 日没が早くなります。
歩行者や自転車を見落とさないため、ライトを早めに点灯するとともに、対向車や前車がない時はハイビームに切替えましょう。
- 車に安全な座席はありません。
後部座席を含め、全ての座席でシートベルト・チャイルドシートをしましょう。



3 飲酒運転を根絶しましょう

飲酒運転を「しない、させない、許さない」を合言葉に、一丸となって飲酒運転根絶に取り組みましょう。

4 9月30日は、「交通事故死ゼロを目指す日」です！

記録が残る昭和43年以降、全国で交通事故死がゼロであった日はありません。

一人ひとりが交通ルールを正しく守り、思いやりのある交通マナーで、交通事故死ゼロを目指しましょう。

【問い合わせ先】羽幌警察署 ☎62-1110

イベントカレンダー

9月→10月

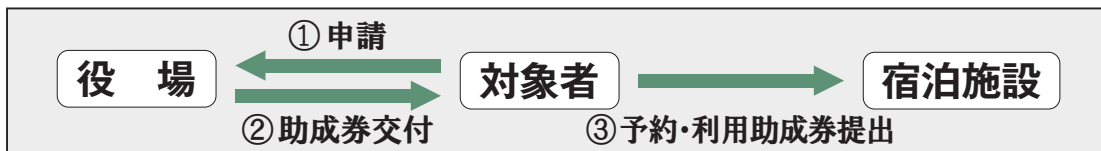
日	月	火	水	木	金	土
			9月 20 苫前町敬老会 (午前9時30分～公民館)	21 乳児健診(午前9時～公民館)	22	23 公民館講座「ダンス体験」(午前10時～公民館)
24	25 すまいる塾 (午後13時30分～公民館)	26 ラッククラブ (午前9時～公民館)	27	28	29	30 公民館講座「エゾシカの活用を考える」(午前9時30分～公民館) B&G海洋センター クローズ
10月 1	2	3 ふれあい倶楽部 (とままえ温泉ふわっと) 午前9時30分～午後3時30分	4	5	6	7 本とあそぼう「親子遊び・わらべうた遊び」(午前10時～公民館)
8	9	10	11	12	13 健康相談(午前10時～午前11時30分 公民館)	14
15	16	17 健康相談(午前10時～午前11時 福祉センター)	18 1歳6か月児・3歳児健診(午前9時～公民館)	19 献血車来町(町内6カ所を巡回)		

9/21～9/30 秋の交通安全運動

苫前町いやしふれあい助成事業について

●高齢者等の冬場の引きこもり解消や健康増進など健やかな生活支援を図るため、町が指定する宿泊施設の利用助成を行う「苫前町いやしふれあい助成事業」が本年度も実施されます。

これまで対象となる方には個別に申請書を郵送していましたが、**本年度からは回覧や広報とままえて周知を行い、申請の手続きは役場企画振興課もしくは古丹別支所に設置してある書類に必要事項を記入し申請する方式に変更しました。**



◆上記事業の対象は

①満70歳以上の方、②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、③要介護2以上の要介護認定を受けている方、④②～③の該当となる方の付添人で町長が認めた方（付添人が町外の場合は、対象者の3親等以内の方）

◆申請手続き開始日

平成29年9月19日(火)より役場企画振興課もしくは古丹別支所で手続きできます。
(手続きには印鑑を持参ください)

問い合わせ等 苫前町企画振興課 (☎ 64-2212)

弁護士による無料法律相談のお知らせ

○留萌管内巡回無料法律相談会

旭川弁護士会に所属する弁護士が本町で無料法律相談を開催することとなりました。

債務整理、離婚・相続、民事事件など幅広い相談に対応しますので、この機会を利用し、日頃の悩みについてお気軽にご相談ください。

日 時 10月26日(水) 午後1時～午後4時
場 所 苫前町公民館 農村研修室
予約受付 旭川弁護士会事務局 (☎ 0166-51-9527)
旭川弁護士会

当日の飛び込み相談も受け付けますが、予約された方を優先致します。



行政相談が開催されます

○行政相談とは

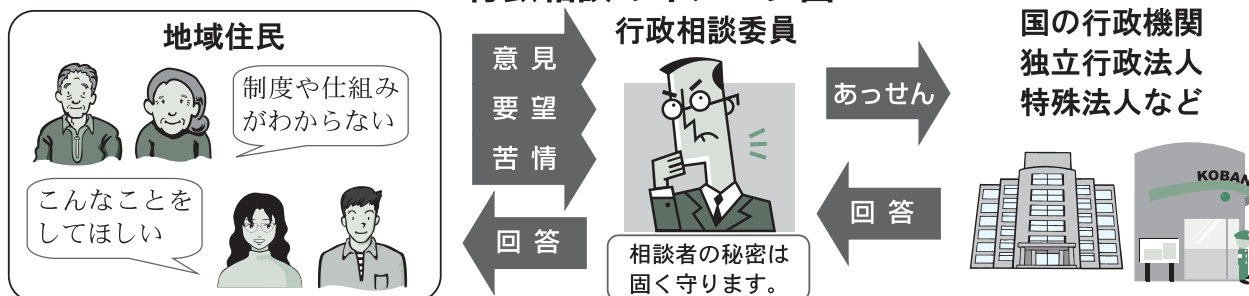
国の行政全般についての仕事・その手続やサービスへの苦情や意見・要望などを皆様から行政相談委員がお聴きし、関係行政機関などへ必要なあっせん（間に入って双方をうまく取り持つこと）を行い、その解決や実現の促進を図るとともに、皆様の声を行政の制度や運営の改善にいかすことを目的に行われています。

相談は無料で、手続等もなく、気軽に利用いただけるとともに、相談者の秘密は固く守ります。

■苫前町での特設行政相談

期 日 10月16日(月)
場 所
・苫前地区 午後1時30分～午後4時
福祉センター1階和室
・古丹別地区 午前10時～午後11時30分
公民館研修室
対 応 西川 加代子 行政相談委員
その他 相談等の予約は不要です。直接相談は会場にお越しください。

行政相談のイメージ図



ちびっこギャラリー

苫前小学校児童の作品

【ネームプレート・ウェルカムボード】

2年

おのでら りゅうたくん



グルーガンがあつくてたいへんでした。シーグラスを海がんで見つけるのがおもしろかったです。



【ひかるスノードーム】

1年

はが ゆめかさん



中に入っているキラキラがきれいなので気に入っています。のりで貝とシールをつけるのが楽しかったです。



【スマイルドーム】

1年

はが あやかさん



ネイルを使って色をぬったところがきれいなので気に入っています。きれいにできてとても楽しかったです。



【おもしろ野球ばん】

4年

阿部 隼也くん



3、2、1、ホームランの文字を切り取るのが、ものすごくおもしろかったです。ピッチャーの投げの場面をくふうしました。



【マジックテープのダーツ】

3年

古川 優真くん



がんばったところは、タンボールを丸く切るところです。おもしろかったところは、フェルトをくっつけて点数を書くところです。



【しぜんのもり】

2年

この たいせいくん



目やこえだをつけるのがちょっとたいへんだったけど、上手にできてうれしいです。



【ランプシェード】

6年

久野 光輝くん



わりばしランプシェードは、少しづつ積み重ねるところが大変でした。風せんランプシェードは、ひもを結びつけるのが大変でした。



【りくのキッチン】

5年

大矢根 瑠斐くん



弟のりくがおまごが好きなので作りました。たなの中にかべ紙をはるのが大変でした。



【ガチャガチャ】

4年

古川 悠翔くん



上をカラフルにできたし、夕夕でできることにしました。ガチャの玉の中に物をいれたら、さらに楽しくできました。



◆エゾシカ可猟期間中のお願いについて◆

平成29年度のエゾシカ狩猟期間は、平成29年10月1日(日)～平成30年3月31日(土)となっています。国有林へ狩猟のため入林する際の手続きについては、下記のホームページをご確認下さい。国有林では事故が発生することのないように、猟銃事故の防止及び残滓処理の徹底などマナーの遵守にご協力をお願いします。また、期間中における国有林への一般の方の入林は規制していますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】留萌南部森林管理署 TEL 0164-42-2515

【HP】<http://www.rinya.maff.go.jp/Hokkaido/apply/nyurin>

